

# ほなみホームヘルパーステーション

## 訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書 別紙料金表

令和3年4月1日より

### (1) 訪問介護サービス利用料 (要介護1~5の方)

特定事業所加算(Ⅰ)を含む。(所定単位数の20%加算)

サービス内容	サービス提供時間帯	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	左記以降
身体介護中心	通常時間帯 午前8時~午後6時	300円	475円	695円	30分増すご とに +101円
	早朝・午前7時30分~午前8時	376円	594円	869円	
	夜間・午後6時~午後7時30分				

サービス内容	サービス提供時間帯	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助中心	通常時間帯 午前8時~午後6時	220円	270円
	早朝・午前7時30分~午前8時	275円	337円
	夜間・午後6時~午後7時30分		

サービス内容	サービス提供時間帯	身体20分以上30分未満 +生活20分以上45分未満	身体20分以上30分未満 +生活45分以上70分未満	身体20分以上30分未満 +生活70分以上
身体介護+生活援助	通常時間帯 午前8時~午後6時	380円	461円	541円
	早朝・午前7時30分~午前8時	475円	576円	677円
	夜間・午後6時~午後7時30分			

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として介護保険給付対象サービス費合計額の13.7%、介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)として介護保険給付対象サービス費合計額の6.3%が加算されます。
- ・料金設定の基本時間は、居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。
- ・やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

### (2) 訪問型サービス利用料 (総合事業対象者・要支援1又は2の方)

生活援助 45分以内

週1回程度のご利用の場合	1ヶ月あたり	1,117円
週2回程度のご利用の場合	1ヶ月あたり	2,232円

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として介護保険給付対象サービス費合計額の13.7%、特定処遇改善加算(Ⅰ)として介護保険給付対象サービス費合計額の6.3%加算されます。

### (3) 加算料金

○初回加算 新規につき200円加算

新規の利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス担当責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

○緊急時訪問介護加算(訪問介護のみ) 1回につき100円加算

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス担当責任者がケアマネジャーとの連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

※料金表記載額は自己負担額1割の場合です。自己負担額が2割・3割の場合は記載額にその数を乗じた金額となります。

(4) 上記以外の料金

交通費

当事業所の通常の実施地域(南陽市内・高島町内)にお住まいの方は、無料です。  
それ以外の地域に行く際は、交通費 1キロあたり 23円とします。

(5) 料金の支払方法

- ・自己負担金は次の方法によりお支払いいただきますようお願い致します。
- ・原則として指定の郵便局からの自動引き落とし(引落手数料はかかりません。)

(6) キャンセル規定

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。急なキャンセルの場合は、下記のキャンセル料を頂きます。

なお、キャンセル料は公的介護保険の対象外となりますので、ご注意ください。

ご連絡いただいた時間	キャンセル料
サービス利用日の前日正午まで	無 料
サービス利用日の前日午後以降	予定されていたサービスのお客様負担額の全額

(7) 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、  
超過するサービス利用料金の全額(10割)が、利用者の負担となります。